

東地申 第44号 「東京総合車両センター業務委託拡大について」の申し入れを行う

地本は、3月12日に「東京総合車両センター業務委託拡大について」提案を受けました。以降、関係する支部・分会と議論を重ねてきました。

施策では、6月1日より車体検修作業・空制部品検修作業・ユニットブレーキ検修作業の一部・主電動機検修作業の一部がJR東日本テクノロジーへ委託することとなっています。また、助役と組持の体制の見直しも行われます。

東京総合車両センターでは、これまでも安全の確保を前提とし業務委託が行われてきていますが、業務委託拡大により、JR本体で技術継承・技能伝承を行う場がなくなります。JR本体の技術・技能が維持向上されるのかが大きな課題です。大量退職期を迎えているなか、本施策を通して、施策の目的である、「新たな再雇用制度の中で、技術力・ノウハウを後進へ確実に継承し育成していくこと」を達成しなければなりません。

申し入れ項目

【共通】

1. 施策の目的と根拠を作業ごとに具体的に明らかにすること。
2. 委託後における要員体制を作業ごとに明らかにすること。
3. 出向は原則3年以内とし、復帰は元職場とすること。
4. JR本体と委託会社との機械設備や工具のすみ分けと管理を徹底すること。
5. 材料の管理と受け払い方法を明確にすること。
6. 委託後もJR本体で技術・技能継承できる体制とすること。
7. 施策実施に伴い、エルダー組合員が意欲を持って働けるよう労働環境を整備すること。
8. 施策実施以降、問題が発生した場合は、地本一支社間で議論を行うこと。

【車体検修】

1. 動力車等の管理方法を明確にすること。
2. 検修不良が発生した際の対応方法を明確にすること。
3. E班への教育が不十分な場合は実施時期を延期すること。



【ユニットブレーキ検修】

1. これまでのIMSの成果と課題を示し、委託後の考え方を示すこと。
2. 工程に遅れが生じた場合も委託会社で完結すること。
3. レイアウトについて、移転に向けて取り組んできているが、委託後にどのようになるのか明らかにすること。

団体交渉は、5月17日(木)13時30分から行います